

期 間 入 札 公 告

条件付き一般競争入札を執行するので、糸田町建設工事条件付き一般競争入札実施要領第2条第1項の規定により、次のとおり公告します。

令和8年4月7日

糸田町長 森下 博輝

記

1 入札に付する事項

- |            |   |
|------------|---|
| (1) 事業名    | 令和8年度社会資本総合整備事業   |
| (2) 工事名    | 五反田線道路改良工事  |
| (3) 工事場所   | 田川郡糸田町原   |
| (4) 工事時期   | 令和8年6月24日(水) ～ 令和9年2月26日(金)                                 |
| (5) 工事種別   | 土木一式工事  |
| (6) 工事概要   | 道路改良工事  |
| (7) 予定価格   | 74,792,000 円(税抜き)   |
| (8) 最低制限価格 | 66,564,000 円(税抜き)   |
| (9) 担当課    | 糸田町役場 土木課<br>〒822-1392 福岡県田川郡糸田町1975番地1<br>Tel.0947-26-1242 |

2 入札参加条件

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定による制限を受けていないこと。
- (2) 糸田町建設工事請負業者選定要綱第4条の規定により土木工事A級(町内業者)に格付けされていること。
- (3) 糸田町建設工事等に係る業者の指名停止措置要綱の規定に基づく指名停止期間中でないこと。
- (4) 町と紛争又は争訟関係にないこと。
- (5) 建設業法第5条の規定による一般建設業の許可(土木一式)を有すること。
- (6) 入札参加する場合は、必ず下請代金が5,000万円を超えないこと。
- (7) 本工事に必要な資格を有する、主任技術者を配置できること。
- (8) 入札参加資格確認申請書(様式第1号)で申請を行い、入札参加資格確認通知書の競争参加資格確認結果に「有」と通知を受けたもの。
- (9) 糸田町が発注する一般競争入札及び指名競争入札の工事を受注していないこと。しかし、入札参加資格確認申請書等の提出期限日の前日までに竣工検査に合格している場合は、この限りでない。また、入札参加資格確認申請書等を提出後は、この期間入札が終了するまで糸田町が発注するすべての工事を受注することができない。期間入札終了後、落札業者以外はこの条件を排除する。落札業者は、当該工事竣工と共にこの条件を排除する。
- (10) 糸田町が発注する他の入札への参加申請は可能であるが、落札した場合は辞退届を提出すること。

3 入札参加申請

- (1) 入札に参加を希望する者は、下記の提出書類を提出し、入札参加資格の審査を受けるものとする。様式については糸田町ホームページからダウンロードすること。ダウンロードできない者については、担当課にてデータの受け渡しを可能とする。その際は、USBまたは、CD-ROMを持参すること。紙媒体でのコピーを必要とする場合は、A4サイズ1枚あたり10円、A3サイズ1枚あたり20円で手渡しするものとする。
  - ① 入札参加資格確認申請書(様式第1号)
  - ② 建設業の許可証の写し
  - ③ 総合評定値通知書の写し
  - ④ 配置予定技術者調書(様式第2号)
  - ⑤ 主任(監理)技術者の資格証の写し又は、実務経験証明書(任意様式)・雇用証明の写し(保険証可)

- ⑥ 現在従事している工事調書（現在従事している工事が有る場合に提出）
- ⑦ その他申請に必要となる書類（各様式に記入している注意事項を参照）
- (2) 提出方法 糸田町役場2階 土木課へ持参又は郵送すること。
- (3) 申請書提出期間 令和8年4月7日（火）から 令和8年4月27日（月）まで  
土曜日、日曜日、祝日を除き、午前8時30分から午後5時00分までとする。  
郵送の場合は、令和8年4月27日（月）午後5時00分までに必着しなければならないものとし、必着した日時が証明できる郵送方法に限るものとする。
- (4) その他
  - ・ 提出書類の作成に係る費用は、提出者の負担とする。
  - ・ 提出書類は、糸田町において目的外使用することはない。
  - ・ 提出書類については返却はしない。
  - ・ 提出期限後における申請書又は資料の差し替え又は再提出は、認めないものとする。ただし、糸田町が指示した場合は除く。

#### 4 競争入札参加資格確認通知書

- (1) 入札参加資格の有無を競争入札参加資格確認通知書で令和8年4月30日（木）にメール又は郵送するものとする。なお、届いていない場合は、担当課に確認すること。
- (2) 入札参加資格が無しと通知された者は、その決定に不服がある場合はその理由について説明を求められることができる。
- (3) (2)の説明を求める場合は、令和8年5月8日（金）までに書面（任意様式）を提出しなければならない。
- (4) 説明を求められた場合は、令和8年5月12日（火）までに説明を求めた者に対して書面により回答する。

#### 5 設計図書等の公表

- (1) 設計図書等については、糸田町ホームページからダウンロードするものとする。ダウンロードできない者については、3入札参加申請（1）と同様とする。
- (2) 設計図書等については期間入札終了後に破棄すること。

#### 6 質疑書の受付及び回答

- (1) 質疑書の受付
  - ・ 質疑については、質疑書に必要事項を記入のうえ電子メール、FAXで受け付けるものとする。
  - ・ 質疑の受付は、令和8年5月8日（金）午後1時00分までとする。
  - ・ 提出先は下記のとおりとする。

担当課	糸田町役場 土木課
FAX番号	0947-26-1651
メールアドレス	<a href="mailto:doboku@town.itoda.lg.jp">doboku@town.itoda.lg.jp</a>
- (2) 質疑書に対する回答
  - ・ 質疑書に対する回答は、糸田町ホームページで随時公表するものとする。

#### 7 入札方法等

- (1) 入札方法  
「期間入札の手引き」に従って入札すること
- (2) 入札書提出期間  
令和8年5月18日（月）から 令和8年5月22日（金） 午後5:00 まで
- (3) 提出先  
福岡県田川郡糸田町1975番地1 糸田町役場 土木課

#### 8 開札等

- (1) 開札  
「期間入札の手引き」のとおり行う。
- (2) 開札日時  
令和8年5月25日（月） 午前10時00分
- (3) 開札場所  
福岡県田川郡糸田町1975番地1 糸田町役場 住民センター2階 第4研修室

#### 9 無効又は失格となる入札

- (1) 無効となる入札
  - ・ 入札参加資格のない者がした入札。
  - ・ 入札人又はその代理人が2以上の入札をした場合におけるそれらの入札。

- ・ 入札書に記名押印のない入札。
- ・ 入札書の金額に千円未満を記入した入札。
- ・ 入札書に誤字、脱字等があつて必要事項を確認することができない入札。
- ・ 入札書等が提出期間以外で提出、到達した入札。
- ・ 入札方法に違反して入札した入札。
- ・ その他入札執行者において無効と認めた入札。

(2) 失格となる入札

- ・ 談合又は不正手段をした者の入札。
- ・ 最低制限価格を下回る価格の入札。
- ・ 予定価格を上回る価格の入札。
- ・ 入札執行者及び職員の指示に従わない等期間入札の秩序を乱した者の入札。
- ・ その他入札執行者において失格と認めた入札。

10 期間入札の取りやめ

- (1) 不正入札若しくはその疑いがあると認めるとき、又は天災事変等やむを得ない事由により入札が適正に執行できないおそれが認められる場合は、当該入札及び開札会を停止、遅延、中止することがある。また、これらの場合における損害は、入札執行者は負担しない。

11 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内かつ最低制限価格以上の入札者のうち、最低価格をもって入札したものを落札者とする。なお、落札となるべき価格の入札が2者以上あるときは、糸田町期間入札実施要領第7条の規定により落札者を決定する。

12 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除  
(2) 契約保証金 糸田町財務規則第118条の規定により、請負代金又は契約代金の額の100分の10以上の額

契約予定日の令和8年5月29日(金)までに必ず契約保証金を納めるか、履行保証(履行保証申込書)の提出を行うこと。落札後から契約までは期間が短いため、履行保証または契約保証金の準備を速やかに行うこと。履行保証の場合は、原本が届くまでは履行保証申込書の提出を行い原本が到着後差替えることは可能とする。

13 前払金

前払金請求については、糸田町工事前払金取扱要綱及び契約約款を基に支出するものとする。

14 その他

- (1) 入札参加希望者は、本公告の内容及び設計図書等を熟読のうえ入札に参加すること。  
(2) 追加説明等が発生した場合は、公告修正または、公告ホームページにて修正、電子メール等で追加説明を行うものとする。